

平成 30 年 5 月つくば市教育委員会定例会会議録

1 会議日時

平成 30 年 5 月 29 日 (火)

2 会議場所

庁舎 4 階 会議室 401

3 出席委員

委員 鈴木 理子
委員 小野村 哲
委員 柳瀬 敬
委員 倉田 廣之
教育長 門脇 厚司

4 欠席委員

なし

5 委員以外の出席者

| | | | |
|----------|--------|-----------|--------|
| 教育局長 | 森田 充 | 教育指導課長 | 根本 智 |
| 教育局次長 | 中山 隆 | 総合教育研究所所長 | 板谷 亜由美 |
| 教育局次長 | 大久保 克己 | 中央図書館館長 | 相山 久美子 |
| 教育総務課長 | 貝塚 厚 | 中央図書館副館長 | 小野村 薫 |
| 学務課長 | 間中 和美 | 中央図書館副館長 | 柴原 徹 |
| 教育施設課長補佐 | 一瀬 剛 | 生涯学習推進課課長 | 伊藤 直哉 |
| 健康教育課長 | 山口 康弘 | 文化財課長 | 山本 賢一郎 |
| | | 企画監 | 笹本 昌伸 |

6 議事

(1) 案 件

議案第 33 号 つくば市教育支援委員会委員の任命について

議案第 34 号 教育財産の取得について

議案第 35 号 平成 30 年度つくば市一般会計予算案 (6 月補正) に関する意見の
申出について

議案第 36 号 教育財産の取得について

議案第 37 号 学校閉庁日の指定について

報告第 12 号 学校評議員の任命について

報告第 13 号 つくば市学校医の委嘱について

報告第 14 号 つくば市学校産業医の委嘱について

7 その他

◎ 開 会

午後 3 時 30 分開会

| | |
|---------|--|
| 教育長 | これから平成 30 年 5 月の定例教育委員会を開催したいと思います。 |
| ◎議事録承認 | |
| 教育長 | まず、会議録の承認ですが、3 月は臨時と定例の教育委員会を行いました。この会議録については、事前に委員の方々にはお目通しいただいたと思います。何か修正すべき箇所がありましたら、御指摘ください。なければ、承認いただいたということによろしいでしょうか。 |
| 委員 | 異議なし。 |
| 教育長 | 今回の会議録の署名人は臨時教育委員会は委員に、定例教育委員会は、委員にお願いしたいと思います。 |
| ◎教育長の報告 | |
| 教育長 | 教育長の報告ですが、本日、第 1 回目の総合教育会議を開きました。今日は市長から、つくば市の教育、あるいは日本の教育の現状がどうなっているか、整理する必要があるとのことで、例えば、子供たちは学校を楽しんでいるのか、授業を楽しんでいるのか。あるいは、学校は何をすところなのか。先生は何をする人なのか、なぜ先生は忙しくなるのか、先生方の自己肯定感はどうなっているのか、公教育の目的はどこにあるのか、そもそも子供はどういう存在なのかといった、かなり哲学的な問題提起をされまして、それに沿って、各委員からの率直な考え方を聞くというのが、今日の主な内容でした。 最後に、市長がこういう形でざつくばらんいろいろな議論をしましよ |

うということで、次回は7月の下旬か、あるいは6月下旬に2回目の会議を開くという予定ですが、同様の形でディスカッションをすることになるだろうと思います。

総合教育会議については、それぞれの定例教育委員会で皆さんにもお知らせしたいと思います。

もう一点、今月の17日と18日に、岩手県一関市で行われた全国都市教育長協議会の総会に参加をしてきました。文科省の初等教育企画課長から行政についての説明をいただきました。例えば新しい教育委員会制度の特徴はどこにあるかとか、2020年から始まる新指導要領がどういったものかとか、学校の働き方改革について、公立小中学校の適正規模、適正配置について、コミュニティスクールについて、教室の質向上について、教科書について、いじめ対策・不登校対策について、一般中学の設置充実について、特別支援教育の推進について、幼児教育の無償化について、子供の健康対策について、学校健康教育の推進について等、13項目にわたって説明を承ってきました。

それを聞いて思ったのは、今申し上げたことは、全て現在の教育制度を維持していくための補強作業であると思えました。私ははっきりと今の近代公教育制度というのは、もう限界にきているということを率直に言っていますが、それを補強する必要があるという考えに基づいた、補強対策であり、こういうことを、全て先生方やって貰おうとすると、ますます多忙になって、過労状態になる。学校における働き方改革といったことを言っていますが、これについても現場で考えてやりなさいということになったとしたら、忙しさが増すだけだろうと思いついてきました。

総合教育会議で、年度内には市としての方針を示すということになりましたが、今ある制度から如何にして一步抜け出していくところまで踏み込めるかが、一番重要だと考えています。それが教育大綱に、つくば市としての特徴、特色を出せるかに係わると思っていますので、先ほど紹介した、かなり根源的な問題について、じっくりと話し合っていく必要があると思います。その点について教育委員の皆様のご貢献を期待しております。よろしく申し上げます。

私の報告は以上です。先へ進みたいと思います。今日の議案は、議案第33号、それから議案第34号、35号は人事案件及び議会案件についてですので、非公開にしたいと思います。よろしいでしょうか。

| | |
|------------------------|---|
| 委員 | 異議なし。 |
| 教育長 | それでは、公開の議案に入りたいと思います。 |
| ◎議案第 36 号 教育財産の取得について | |
| 教育長 | 議案第 36 号、教育財産の取得について、説明をお願いいたします。 |
| 文化財課 | <p>議案第 36 号教育財産の取得について、上記の議案を提出します。教育財産取得についてということで、ここで議決を受けましたら、7月に教育財産を取得するという形で出します。</p> <p>議決いただきたい内容は、桜歴史民俗資料館の用地取得について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 28 条第 2 項にある教育財産取得に際しての、教育委員会から市長への申出について議決を求めるものであります。</p> <p>事業内容としては、桜歴史民俗資料館に所在している中根・金田台特定土地区画整理事業での、事業進展によりまして、現在、個人から借地している施設用地の一部が、独立行政法人土地改正機構URの所有の保有地となるため、用地確保を目的に所有者であるURから取得するものです。</p> |
| 教育長 | 何か質問ありますか。なければ、承認いただいたということにしたいと思います。よろしいでしょうか。 |
| 委員 | 異議なし。 |
| 教育長 | 承認いただいたということで、次の案件に入りたいと思います。 |
| ◎議案第 37 号 学校閉庁日の指定について | |
| 教育長 | <p>議案第 37 号については、前回、4月の定例会の会合でもアナウンスがあったと思いますが、つくば市でも先生方の多忙化を少しでも軽くしたいということで、閉庁日を指定したいということでございます。その閉庁日は、後で指導課長から説明もしてもらいますが、前回もざっと説明がありましたけれども、指導課と校長会と協議をしながら、具体的には8月13、14、15、16の四日間プラス11月13日、茨城県民の日を学校閉庁日にするというので、原案を作っております。詳細について指導課長から説明いただけますか。</p> |

| | |
|-------|---|
| 教育指導課 | <p>議案 37 号、学校閉庁日の指定についてということで、議案を提出いたします。今、教育長の方からもありましたが、つくば市立の幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校の学校閉庁日を8月13から16日、及び11月13日ということで、指定をさせていただきたいと思います。</p> |
| 教育長 | <p>指導課長からも説明ありましたが、このことに対して、委員の方々の御意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>質問をちょっと。今までは、このお盆の間というのは、学校は宿直を置いていたのをやめて、完全に誰もいない形にするということですね。</p> |
| 教育指導課 | <p>はい。</p> |
| 委員 | <p>それでいいですね。そうすると、学校閉庁というのは、その間、先生たちは有休を消化するという形で理解していいのですか。</p> |
| 教育指導課 | <p>教育指導課です。今お話しいただいたとおり、土曜、日曜と祝日と、それから年末年始の休日は、学校は日直も置かずに休みを取っています。それ以外の長期休業という夏休みとか冬休み等は、必ず日直を置いて学校を開けている状態になっています。</p> <p>今、働き方改革の件もありましたが、学校に日直を置かずに、学校そのものを閉めた形にするということで、今言った5日間を閉庁日という扱いにしたいということです。職員については、国が定めた休日の規則にのっとった休日が増えるわけではなくて、簡単に言いますと、年休や夏季特休を取得しやすい環境を作るという意味での閉庁日と御理解いただければと思います。</p> |
| 委員 | <p>少し時間があるならば、これを承認するにあたっては、異議はないかとは思いますが、少し学校の働き方改革について、何か課題を持っている委員がいたら、ここで少し協議したいなと思うのですが、いかがですか。</p> <p>これに関して、これだけを認めても、もっと学校現場の働き方を改革するには、いろいろ手を入れていかなければならないわけですが、その件について今、他の委員が持っているらっしゃる課題や提案があればと思いました。</p> |

| | |
|-------|---|
| 教育長 | その前に指導課長から提案のありました閉庁日を、まず決めたいと思います。承認いただいてよろしいでしょうか。 |
| 委員 | 異議なし。 |
| 委員 | 先ほどの説明で、教師は有休扱いになるのかという質問だったのですが、その日数は、勤務すべき日数に入らないので、年間としては勤務すべき日数が減ると解釈しないで、そこは有休扱いするということですか。 |
| 教育指導課 | 年次休暇を与えられていても、実際のところ、なかなか休みが取れないというのが学校の現状の中にあるので、学校閉庁日にすることによって、確実に年次休暇、夏季特休を消化しよう、そういう環境を整えようということです。 |
| 委員 | 勤務すべき日数は変わらないということでしょうか。 |
| 教育指導課 | 変わらないです。 |
| 委員 | では、勤務日として、この日は扱うということですね。 |
| 教育指導課 | 基本的には閉庁日は、勤務日となります。 |
| 委員 | では自宅にいても、あるいは研修してようとも、一応勤務日だということですか。 |
| 教育指導課 | そうです。ただ、自宅研修というのは、余り今はありません。 |
| 委員 | 自宅研修はないのですね。 |
| 教育指導課 | 確実な休暇を取るという形です。 |
| 委員 | そういう形を取らないと、年間勤務すべき日数を減らすということはいかないということですね。 |

| | |
|-------|---|
| 教育指導課 | 勤務日数を減らすとなると、今度は休日の規則まで変えなければなら ないと思います。 |
| 委員 | その折衷案という形ということでしょうか。 |
| 教育指導課 | いずれにしても、年休消化が不十分ですので、そこを何とか少しでも 年休消化して貰いたいということです。 |
| 委員 | なるほど。恐らく、一般の人には分かりにくいかと思います。 |
| 委員 | <p>実際問題として、学校の先生方が年休を取る日数は本当に少ない現実 なので、こういうふうに設定していただければ、年休措置もとれるし、 あとはいい意味で少し時間を自分でも調整しやすくなるのではないで しょうか。働き方改革にも、少しいい意味でプラスになるのではないか という施策ではないかと思います。</p> <p>正直に言って、教員の年休が非常に取りづらい環境にあるということ の対策の一つではないかと私は思っております。</p> |
| 教育長 | 年休取るのも、教員の権利ですから。権利を行使しにくい状況がずっ と続いているので、これを閉庁日ということに指定することによって、 取りやすくなるということです。 |
| 委員 | でも、何か本末転倒のような気がします。この日に休みなさいと言われ ていることであって、だけど本当は有休をどこでも取れなければいけ ない。 |
| 教育長 | 指定をしないと、なかなか取りにくいのが現状ですので。 |
| 教育局長 | 現実的には、教員は、お盆は大体日直を二人置いて、それ以外の先生 はほとんど休んでいるのが現実です。誰も休める日として決めてしまえ ば、気兼ねなく休めるという形になるので、少しでも休日を多くする、 ということですね。 |
| 委員 | ただそこで、年休を取りましたという、確かに事実ではありますけれ |

| | |
|--------------|---|
| <p>教育局長</p> | <p>ど、それが教員の本当に取りたいときに取れる。この時期はお盆ですから取りたいでしょうけど、何か法律的な問題と、技術的な問題という感じがします。</p> <p>ですから、できるだけ取りやすくしてあげると。いつでも取りやすくしてあげるといのは、まず基本にあつて、その中でもこの時期は、全体で休みましょうという形で指定する日にしたいと思っています。今おっしゃったように、誰もが取りやすいような環境作りといのは、各学校で努力するようにこれからも指導してほしいと思います。</p> |
| <p>委員</p> | <p>はい、分かりました。</p> |
| <p>委員</p> | <p>この 13 日から 16 日及び 11 月 13 日に、非常の連絡等が入った場合には、どういう対応になるでしょうか。</p> |
| <p>教育指導課</p> | <p>平日の閉庁日、今年度においては、この 13 日から 16 日と 11 月 13 日は平日になりますので、保護者向けの文書に、緊急時の連絡先として教育委員会を書いていただいて、万が一、急を要する場合には、教育委員会から管理職という形で連絡することになっています。</p> |
| <p>委員</p> | <p>分かりました。13 日から 16 日までのお盆期間は、2 名の日直ということで考えると、多くの先生は元々休んでいたところであつて、実質的には改善とは言えないのではないかと思います。先ほど委員からお話がありました、今後も働き方改革を、つくば市においてもどのように進めていくかということ、私たちが検討しなければと思います。</p> <p>私が教師を辞めて、今の研究所を立ち上げるように至つたのも、こういった働き方を検討したいという思いが強くありました。ただ、それだけに少し私が危惧を感じているのが、今、全般的に見ると、何かをやめようという風潮がとても強いような気がしてしまつて、ただやめるといことではなくて、十分検討していかなければいけないのではないのでしょうか。それだけに、他市町村の例なども参考にしながら、じっくりと時間をかけてやっていくべきではないかということ、意見として添えさせていただきます。以上です。</p> |
| <p>教育長</p> | <p>他に御意見がありますか。なければ、先ほど指導課長から提案あつ</p> |

| | |
|----------------------|--|
| 委員 | た、5日を閉庁日にするというので、改めて異議ありませんか。 |
| 委員 | 異議なし。 |
| 教育長 | では承認いただいたことにしたいと思います。他に、もっといろんなことをやるべきではないかという提案ありましたが、簡単に結論が出る問題じゃないと思っていますので、また改めて集中して審議するというのでいかがですか。 |
| 委員 | 次回でしょうか。 |
| 教育長 | 次回になるかもっと先になるか。例えば、5月からタイムカードを導入することになっていきますし、それが今、ちょうど1か月の終わるところです。その結果を踏まえながら、個別に先生方全員をどうするかということよりも、勤務時間が極めて長い先生がいたとしたら、なぜその先生の勤務時間が長くなるのか、個別に対応していこうと考えているところです。他にどのようなことを考えられるのかについては、簡単に、ここで今、方策が出てくると思えないので、ある程度まとまった段階で協議するのがいいのではないかと思います。 |
| 委員 | 数ヶ月先ぐらいですね。 |
| 教育長 | まず、今年度は、今の承認いただいた閉庁日を、即実行させていただきたいと思います。それでは、次の議案に移りたいと思います |
| ◎報告第12号 学校評議員の任命について | |
| 教育長 | 報告第12号について説明をお願いいたします。 |
| 教育総務課 | <p>報告第12号、学校評議員の委嘱について説明いたします、つくば市教育委員会の権限に属する事務の委任及び代理に関する規則第3条第1項の規定によりまして、教育長が代理いたしましたので、別紙のとおり、こちらの別紙にございますとお報告をさせていただきます。</p> <p>学校評議員ですが、つくば市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則によりまして、校長の推薦によって、教育委員会が委嘱することとなっております。各幼稚園、学校、原則5人以内ということで、それぞれ園長、学校長からの推薦によりまして5月1日付で、総勢251名の学</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>校評議員を委嘱いたしました。なお、秀峰筑波義務教育学校につきましては、現在調整中ということでございますが、近日中に推薦をいただきまして、6月1日付で委嘱できるように、今進めている状況でございます。以上です、よろしくお願いいたします。</p> |
| 教育長 | <p>現時点で251名の学校評議員の承認をするということで、御理解いただければと思います。よろしいでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>質問ですが、学校評議員というのは、地域の方々の声を学校に反映させることが目的の一つとしてあったと思うのですが、例えば島名幼稚園を見ますと、島名小学校の校長先生、真瀬小学校の校長先生ということで、校長先生が入っていらっしゃるんですが、小中連携や幼小連携といった観点からでしょうか。</p> |
| 教育総務課 | <p>そういった意味合いもございます。</p> |
| 委員 | <p>春日学園と学園の森の学校評議員で、重複している方がいらっしゃいますが、差し支えはないのでしょうか。</p> |
| 教育総務課 | <p>重複については特に、問題はありません。</p> |
| 委員 | <p>これは、なり手がいないということですか。</p> |
| 教育総務課 | <p>学校長の推薦をいただいておりますので、それを受けてという形です。</p> |
| 委員 | <p>重複に問題はないと思いますが、できればいろんな方が入っていただいた方がいいのではないかと思います。それも分離があったからということでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>立ち上げるまでに尽力されて、小中一貫の教育の進め方もノウハウを頂いた先生なので、そういうことからだと思います。 春日と学園の森ですと、そういった連携とか、立ち上げ時の調整していただいた方が重複しているのかと思います。</p> |

| | |
|----------------------------|---|
| 教育長 | 私の認識では、この学校評議員というのは、イギリスのガバニングボディの形を真似したものだと思います。ガバニングボディというのは、これは大体 15 人ぐらいいて、教育予算の施行から人事権まで全部持っています。そういった形の学校評議員だったら、かなり慎重に選ばないといけないと思いますが、日本の学校評議員は、そうした権限はありませんので、まずは、お手元にある方々をお願いするということによろしいでしょうか。 |
| 委員 | 異議なし。 |
| 教育長 | 御承認いただいたということで、次の議案に移りたいと思います。 |
| ◎報告第 13 号 つくば市学校医の委嘱について | |
| 教育長 | 次に、報告の第 13 号、つくば市学校医の委嘱について、説明をお願いします。 |
| 健康教育課 | 報告第 13 号つくば市学校医の委嘱について説明いたします。つくば市教育委員会の権限に属する事務の委任、及び代理に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、教育長が代理いたしましたので、報告させていただきます。内容でございますが、谷田部中学校の学校医の委嘱についてです。この件につきましては 3 月の教育委員会議案第 9 号で承認をいただいたものでございますが、学校医の先生の名前に、誤りがありましたので、訂正して報告をさせていただくものでございます。よろしく願いいたします。 |
| 教育長 | 誤りの訂正ということの報告です。御承認いただけますでしょうか。 |
| 委員 | 異議なし。 |
| 教育長 | 御承認いただいたということで、次の議案に移りたいと思います。 |
| ◎報告第 14 号 つくば市学校産業医の委嘱について | |
| 教育長 | 次に報告第 14 号、つくば市学校産業医の委嘱について説明をお願いします。 |
| 健康教育課 | 引き続き説明させていただきます。報告第 14 号つくば市学校産業医の委嘱について。つくば市教育委員会の権限に属する事務の委任、及び |

| | |
|---|--|
| <p>教育長</p> <p>委員</p> <p>教育長</p> | <p>代理に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が代理いたしましたので、報告させていただきます。春日学園ほか3校の義務教育学校に産業医を委嘱するものでございます。委嘱期間は4月1日から32年3月31日までの2年間でございます。以上でございます。</p> <p>今報告あったとおりですけれども、よろしいでしょうか。</p> <p>異議なし。</p> <p>この方々に産業医をお願いするということで、御承認いただいたということにします。</p> |
| <p>◎その他</p> | |
| <p>教育長</p> <p>委員</p> <p>教育長</p> <p>委員</p> | <p>非公開の案件に入る前に、「その他」に入りたいと思いますけれども、何か発言ありましたらどうぞよろしくお願いします。</p> <p>先ほどの話ですが、学校評議員は、どういう機能をしているかですが、文科省が、次世代の学校、地域創生プランというのを平成28年1月に出しています。これは文部科学大臣の決定になっていますが、全体の組織図の中に、学校評議員が入っていません。代わりに、地域学校協働本部というものが書かれて、保護者、地域住民、企業、NPO、地域の人々が学校と連携協働して、子供の成長を支え、地域を創生。学校を核とした、地域の創生といったことが書かれて、地域学校協働活動の推進、地域学校協働活動推進員などが書かれている。しかし、学校評議員が一言も書かれておらず、不思議に思っています。それは平成29年4月1日付の社会教育法の改正により、措置済みって書いています。</p> <p>今後、学校評議員の制度は、どうなっていくか、あるいはどうしていけばいいのか、この読み替えが非常に難しいと思うのですが、皆さんのように思われるのでしょうか。去年、文科省の研修があったときの資料を見てから、ずっと疑問に思っています。</p> <p>私も指摘していただいた、学校評議員が入っていないということには、気付いていませんでした。先ほど少々申し上げましたが、学校評議員がどのような貢献をしているのか美浦村の事例ではよく分からなかった。</p> <p>要するに文科省は学校運営委員会という組織を立てることを目指して</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>いると思います。学校評議員はまた別で、学校の内部のことについての意見交換といったことを目的としたもので、あくまでも学校運営委員会というのは、地域の人たち、そういう第三者から意見もらって、学校を作り上げていこうという、その意見をもらって、それから助言を頂きながら、校長がリーダーシップをとって、地域を巻き添えにして作り上げていこうという組織ですよ。</p> |
| 委員 | <p>それについては、学校運営協議会という名称で出ていまして、もちろんコミュニティスクールというのは、賛成だと思うのですが、根拠法が違ってきます。現在、地方教育行政法で、地域学校協働本部については、これは社会教育法が根拠となります。根拠法が違ってきます。そうすると、学校評議員というものの根拠は、ここに書いてある教育委員会の権限に関する事務の委任というのは、各地方自治体の教育委員会が定めたものが根拠法でしょうか。</p> |
| 教育総務課 | <p>教育総務課です。つくば市立小学校中学校及び義務教育学校管理規則というのがございまして、つくば市で定めている規則の中で、学校評議員を置くことができると。校長の求めに応じて学校運営に関して意見を述べるができるというものです。</p> |
| 委員 | <p>これは、問題提起ですが、学校評議員の位置付けや、どういう役割かという、学校の運営にまで、学校評議員が関わらないとすると、その地域との連携ということ、どうこれからやっていくのか。その根拠法のこと、そうすけれども、もう一回見直した方がいいのではないかと思います。</p> <p>明らかに社会教育法、地域の側からの立場からすると、地域学校協働本部というのを設置して、その推進員を置く方が恐らく近いのではないかと思います。</p> |
| 教育長 | <p>学校支援地域本部はきちんと作りなさいということは、文科省が勧めていることだと思います。</p> |
| 委員 | <p>はい。そちらに発展させていくという方向ではないかと思います。学校の運営に関わる方が、コミュニティスクールや学校運営協議会で、そのあたりを混同しているのが、今の学校評議員に対する期待と、その期</p> |

| | |
|--------------|---|
| <p>教育長</p> | <p>待どおり動けないということの現状ではないかと思います。もう少しその権限と何をするのかを明確にしてあげた方が、学校評議員は動きやすいのではないかと思います。</p> |
| <p>教育総務課</p> | <p>1回会議に出ると、幾らかの謝礼が出ますよね。</p> |
| <p>委員</p> | <p>謝礼は出ません。</p> |
| <p>委員</p> | <p>ある意味、今度は第三者評価ということですね。それを充実していく必要があると思います。だからその辺をうまく活用できるようになると、組織づくりも進めていく。</p> |
| <p>委員</p> | <p>本来、評議員という立場は、第三者的に評価するという意味合いだと思います。そういう意味合いになっているかどうかということで、ちょっと問題点を挙げさせていただきました。</p> |
| <p>教育長</p> | <p>多分、各学校によって、評議員に期待している役割も大分違うのではないのでしょうか。また、学校評議員の会合を開いたときも、どういう内容の話し合いをしているかも、多様だと思います。学校運営協議会というのは、これは美浦村でも大分充実させるようなことで覚えていましたが、これは学校の応援団という理解でした。要するに学校のために、応援したいという人たちを増やすものだと考えてきましたが、その中で、だから学校評議員も入っている場合があるし、入っていない場合もある。学校運営協議会のメンバーとして、汗を流すかどうかというのは、本人の判断に任せながらやっているのではないのでしょうか。</p> <p>いずれ、つくば市でどのような形で活動しているのかということは、私自身はよく分かっていないので、情報を得たいと思います。</p> |
| <p>委員</p> | <p>結局、教員の働き方とか、忙しすぎるとか、これをどう緩和していくか、あるいは教員が授業など、教育の本来の仕事に集中できるようにしてあげるために、業務を減らすには、外から入っていかなければいけない。教育支援員とか、それから局長が恐らく県の方に詳しいと思いますが、さっき言われた学校応援団等、ソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、それ以外にも自治体の公務員として補助員を入れるとか、いろんな形で教員免許を持ってない人たちが、協力できる体制を作ろうと</p> |

| | |
|-------------|--|
| <p>教育局長</p> | <p>いう、それがまた先ほどの教員の働き方改革などともつながってくると 思います。県のほうで考えている学校応援団というのは、具体的にどん な形で動いているのでしょうか。</p> <p>学校応援団そのものは、そういう業務を助けようという応援団ではな くて、先生方が学びたいことをバックアップして、講師などそういうも のを見つけてあげるといった応援の形です。</p> <p>県の今年の考え方としては、外から入れるということも含めて、もう 一つはアウトソーシングのような、外部に頼めるものは頼んだらどうだ ろうというものです。そういう意味で、小中で 10 校を、アウトソーシ ングのモデル校として、今事業を進めています。ですから、その中で 10 校がどんな仕事を外部に頼めるのか、頼むことによって、どのぐらいの 業務量の軽減ができるのかを研究をする。それを整理して、市町村に提 案する。実際にはそういうアウトソーシングは、県でお金を全部市町村 に出すわけではないので、市町村が出すことになることになるとするの ですが、そういう提案を県がする方向で進めています。それから県とし ては、その委員からいただいた横浜での事例のような取りまとめを、去 年私が中心になって、仕事の権限の考え方をまとめたものがあるので、 それがもう近いうちに出されるのではないかと考えています。</p> |
| <p>教育長</p> | <p>どういう形で出ますか。</p> |
| <p>教育局長</p> | <p>一応、その報告書は、横浜で出されたものと似ていますが、業務を軽 減するときには、こんな留意点が必要でしょうと。こんなことをやれば 埋まるでしょうと。それから、そういうものを評価するときには、K P I という指数を使ってやると、測りやすいですよといった提案をするこ とになっていたと思います。</p> |
| <p>教育長</p> | <p>はい、分かりました。ほかに御意見ありますか。</p> |
| <p>委員</p> | <p>その今のお話で、アウトソーシングに対して、具体的に今まで見てく ると、どうしても安かろう、悪かろうのようなところはあると思うので すが、今まで見ていても、例えば総合学習を最初に導入するときにも、 私は当時の文科省の代表の方にも申し上げたのが、予算措置をちゃんと やらないと、絶対うまくいきませんよということを言っておりました</p> |

| | |
|-------------|---|
| | <p>が、結局予算措置が不十分だからこそ、現場の職員に負担がかかって、内容は頑張ったと思いますが、なかなか思うような成果は出なかったのかもしれない。</p> <p>今回もその予算措置を取られているということですが、それは県では出さないのでしょうか。</p> |
| <p>教育局長</p> | <p>モデル校に対しては出していますが、それはあくまでも研究としての費用ということになって、正直、今後、市町村に出そうということにまで、議論はありません。ただ考え方としては、地方自治の独立性というところからすれば、それは市町村の学校であるから、市町村が予算というものはしっかり組むべきであると。やり方は提案するので、予算としては各市町村でしっかり確保してほしいというのが、多分基本になるのではないかと思います。</p> |
| <p>委員</p> | <p>そのアウトソーシングする場合の先方というのは、基本的には個人でしょうか、それとも企業でしょうか。</p> |
| <p>教育局長</p> | <p>今、私からお答えするのは難しいです。</p> |
| <p>委員</p> | <p>今のところはどんな感じでしょうか。</p> |
| <p>教育局長</p> | <p>例えば、極端な話をすれば、その学校で清掃をしているとして、今は子供にやらせたり、先生が指導したりしていますが、それを例えば業者に頼んでしまうのは、どうなのか。根本的に、学校の活動そのものを考えて、もう一度整理してみたらどうだろうか。逆に掃除というのは、目に見えない教育課程ではないですが、子供の心を育てるという意味もあるから、それは必要ない、子供にやらせるべきだという結論になるかもしれません。とにかく今やっていることを一つ一つ丁寧に振り返り、業者に頼んでいいものだろうかというのを洗い出す研究になるのではないかと思います。</p> |
| <p>委員</p> | <p>研究テーマとしては興味深いと思います。</p> |
| <p>教育長</p> | <p>他にございますか。</p> |

| | |
|-----|---|
| 委員 | <p>働き方改革のことで関連して、谷田部東中で部活動に地域の方が入って、有料で行う試みを始めたかと思いますが、つくば市では、これには一切関わっていないのか、何か後押しする形でやっているのかという点を、教育長に伺いたいと思います。</p> |
| 教育長 | <p>今のところは、正式には教育委員会としては関わってはいません。ただ、提案した先生と校長先生から、谷田部東中学校での試みについての説明は受けています。これを差し止める理由は全くありませんので、前向きにどんどん進めてくださいと申し出ていますが、教育委員会では、具体的にはまだ支援等はありません。</p> |
| 委員 | <p>月に生徒一人当たり 1,000 円を徴収して、部活動をやるという試みかと思いますが、恐らくぎりぎりというか、それでは運営できないかと思っています。いい試みが始まって、市から何らかのバックアップがないと、恐らく倒れてしまうのではないかと思っています。現在は、お金がないので、アイラブつくばの基金に申請をして、お金をもらっているような状況ですが、そういうバックアップ体制を今後、早急にどうするのかを考えていきたいなと思っているのですが、何かありますか。</p> |
| 教育長 | <p>谷田部東中学校で始めたことについて、教育委員会で話し合ったことは一度もありません。私が個別に報告を受けたというのが現状です。もちろん、上手くいくことを期待していますし、もし上手くいかない理由が、財政的な問題等にあったとしたら、またその時に申し出てくださるとは言っております。</p> <p>原案どおり始めたことが上手くいくかどうかについて、私自身は関心を持って見ているところです。それが、谷田部東中学校で上手くいっているとしたら、何らかの形でつくば市のほかの学校での実施について、当然考えないといけないと思っています。</p> <p>今、谷田部東中の先生が考えて、一生懸命やってくれているわけですから、その先生が期待するとおりの成果が出てくれば、市全体として、同じような形のものを普及させていく必要があるだろうと思っています。他にございますか。</p> |
| 委員 | <p>今の件でよろしいですか。部活動については、必ずしも教師が担う必要のない業務に当たっている。ということは、多様な選択肢があり得る</p> |

| | |
|-----|---|
| 教育長 | <p>ということです。ただ、教師の業務とは書いてないので、学校の業務ということなので、最終的には担当の先生ではなくて、各学校が責任をもってどうするかを決めるべきでしょう。外部指導員を入れる、入れないは、担当の先生ではなくて、学校が入れる、入れないというのを決める。</p> <p>学校だから、教師が部活動を必ずやらないといけないということは全くないわけで、学校の善意で、あるいは先生の善意でやっているというのが現状だと思います。</p> <p>外国の学校では、こういうのはほとんどありませんので、日本のかなり特殊な対応の仕方でしょう。保護者の強い期待もありますから、そう簡単には無視できないし、また、先生によっては、部活指導をやりたいから先生になったという人も、実際、少なからずいます。</p> <p>ですから、学校が必ずやることを前提にしながら、あれこれ考えるということを強制するわけにはいかないのではないかなと思っています。</p> <p>谷田部東中のような形で、前向きに考えて実行に移していくことが、成功例だと判断した段階で、つくば市の教育委員会としてどう関わるべきかを検討しなければならないと考えています。</p> |
| 委員 | <p>つまり教育委員会として、その外部指導員を入れる、あるいはクラブ活動について、別に徴収するしないについては、現時点では基本的に積極的に進めるとも、今の段階では言えないということですね。そういう方針を、現在は教育委員会が決めることではない。学校が判断すべきことって考えていいのでしょうか。それとも、教育委員会として、何らかの方針なり考え方を示すべきでしょうか。</p> |
| 教育長 | <p>だから、谷田部東中のやり方がうまくいって、保護者側からも何らかの費用の負担をしても、こういうやり方がよかったという声が出てくれば、他の学校でもやってくださいと言うし、費用負担は教育委員会に何らかの形でやっていただきたいという声が出てきたら、その時点でどうするかは考える必要があるだろうと思っています。</p> <p>よろしいですか。</p> |
| 委員 | <p>はい、分かりました。ということで、注目しながら、その経過を關心もって見守るということですね。</p> |

| | |
|------|---|
| 教育長 | 今年度はそういうスタンスで対応していきたいと思っています。 |
| 委員 | その万が一の場合、けがなどがあつた場合の対応っていうのは、どのようになっているのでしょうか。 |
| 教育長 | それも全く、今のところ想定していません。 |
| 委員 | ボランティア保険には入っているのですか。 |
| 教育長 | 保険には入っているはずです。 |
| 委員 | 学校共通のところには、学校の業務だから、学校スポーツ保険には入りますよね。 |
| 教育長 | 保険に入らないと、部活動はやれないので、入っていると思います。 |
| 委員 | 部活動に関しては、今はどうなっていますか。私がいた頃などは、職員の車に乗せて移動することもあるとあって、または保護者の車に乗せて、練習試合に移動することがあつて、それをそうせざるを得ない状況があると思いますが、実際にはかなり問題あるのではないかと私は思っているのですが、そういうのは今も、基本的には変わらないのでしょうか。 |
| 教育局長 | 今はやってないですね。 |
| 委員 | 保護者の車にも乗せない、教員の車にも乗せない。すると、移動は、集金してバスということでしょうか。 |
| 教育局長 | そうですね。 |
| 委員 | 学校の予算の中で出る分は、それで行って、遠くまでだとバスに乗り合いで行って、近くの近隣の市町村だと、保護者の送迎だと思います。 |
| 教育長 | まだやっているっていうことですか。 |
| 学務課 | 中体連主催の大会等については、市で予算立てして支出しております。 |

| | |
|---------|--|
| | <p>す。しかし、練習試合であるとか、諸々の大会については対応できていないのが現実だと思います。</p> |
| 委員 | <p>なので、よその子を乗せる、乗せないは分かりませんが、保護者の送り迎えはもちろんあります。</p> |
| 生涯学習推進課 | <p>自分の息子の例ですが、実際にはそんなことやっていません。学校でバスを借りて、親がその部員の数で割って、お金を出しています。親が他人の子を乗せて行くということは、絶対にありません。</p> |
| 委員 | <p>それはもうやらないですよ。でも、自分の子を個別に送迎はやってくださいということですね。</p> |
| 生涯学習推進課 | <p>それはあります。</p> |
| 教育長 | <p>自分の子を乗せて行くから、一緒にクラブ活動やっている他の人の子供も一緒にということはあるのでしょうか。</p> |
| 生涯学習推進課 | <p>何かあったときには、自分の責任になってしまうので、それは絶対にやりません。ただ駄目な場合には、大体やはりバスを手配してというのが多いです。安全性の観点から、本当に自分の車で送迎するということは少ないです。</p> |
| 教育長 | <p>少ないということですが、絶対にやってはいけないということになっているのでしょうか。</p> |
| 生涯学習推進課 | <p>だから、絶対にということはありません。親の協力が得られる場合にはですね。</p> |
| 委員 | <p>多分部活の人数が少なくて、バスを借りると割ったときに、金額が高くなってしまふような事情のときに、保護者の方に個別に送って来てくださいという形ではやっています。よその子を乗せるか乗せないかは、最近は何もやりたがりませんが、送っていけない人もいますので、それはその個別の判断でやっているのではないかなとは思っています。</p> |

| | |
|--------------------------------|---|
| 教育長 | 他に何かありますか。 |
| 委員 | 今は基本的にないということなので安心しましたが、一生懸命やっている先生が、一生懸命やっているから事故を起こしてしまったらどうしようと、ずっと思っていたので、そういった面でも、しっかりサポートしていかなければならないと思います。 |
| 教育長 | 今年度については、谷田部東中で新しく始めたやり方に注目して見ていきたいと思っております。他にありますか。 なければ、暫時休憩に入ります。 |
| ◎議案第 33 号 つくば市教育支援委員会委員の任命について | |
| 教育長 | 休憩を終わって、非公開の案件に入りたいと思います。最初に、議案第 33 号つくば市教育支援委員会委員の任命について。 |
| 特別支援教育推進室 | 特別支援教育推進室です。議案第 33 号、つくば市教育支援委員会委員の任命について、説明いたします。 (議案に対する説明) |
| 教育長 | 今の説明について、質問等ございますでしょうか。教育支援委員会は年 8 回やっている。 |
| 特別支援教育推進室 | はい、今年度は 8 回です。計画しております。 |
| 教育長 | 今の 3 人の方は、前任者の残りの 1 年のみということですね。このことについて、御承認いただけますでしょうか。 |
| 委員 | 学識経験者の方は、具体的にどのような学識経験者でいらっしゃいますか。 |
| 特別支援教育推進室 | 障害についての理解のある大学講師です。 |

| | |
|--|--|
| 委員 | それは専門の人ですか。 |
| 特別支援教育推進室 | はい。 |
| 教育長 | 他に質問ありますでしょうか。なければ、御承認いただいたということで、よろしいでしょうか。 |
| 委員 | 異議なし。 |
| 教育長 | それでは、次の案件に進みたいと思います。 |
| ◎議案第 34 号 教育財産の取得について | |
| 教育長 | 議案の第 34 号、教育財産の取得について。 |
| 教育施設課 | 教育施設課です。議案第 34 号、教育財産の取得について説明いたします。 (議案の説明) |
| 教育長 | これは念押ししますが、平成 35 年 4 月に開校予定ですね。 |
| 教育施設課 | そうです。 |
| 教育長 | 御承認いただいたということで、よろしいでしょうか。 |
| 委員 | 異議なし。 |
| 教育長 | それでは次の案件に進みたいと思います。 |
| ◎議案第 35 号 平成 30 年度つくば市一般会計予算案(6月補正)に関する意見の申出について | |
| 教育長 | 議案の第 35 号、平成 30 年度つくば市会計予算案の 6 月補正に関する意見の申出について。 |
| 教育総務課 | 議案第 35 号、平成 30 年度つくば市一般会計予算案、6 月の補正、6 月からの補正に関する意見の申出について説明いたします。 (各課から議案の説明) |

| | |
|-------|---|
| 教育長 | 以上の説明に対して、質問等ございますでしょうか。学園の森は早くも交流スペースを教室につくり変えるということですか。 |
| 教育施設課 | そうです。 |
| 委員 | 関連して。以前もちょっとお話しましたが、竹園西小学校でプレハブが必要だっという話を聞いているのですが、来年度はどのような計画になっていますか。建てるのか、建てないのかっていうあたり。 |
| 教育施設課 | マンションが3棟できるというお話がありますので、そこら辺の推移を見て、どの規模を建てなければいけないのかを考えながら、今現在でも竹園西小学校はひとクラスでも増えれば、一杯になってしまいますので、推移を見て、できれば来年度あたりに計画をさせていただければと考えております。 |
| 委員 | 置ける用地はあるのでしょうか。 |
| 教育施設課 | あります。 |
| 委員 | 分かりました。 |
| 教育長 | 現状については、議員と31日に竹園西小学校と竹園東中学校に視察に行くことになっています。西小の人数が増えれば、当然その後、東中も増えるという可能性ありますので、現在どうなっているかについて、実際現場に行って先生方の意見を聞き、対応策を考えようと思っております。 |
| 委員 | はい。JAXAが持っていった土地を買う、買わないとかいうことは決まっているのでしょうか。 |
| 教育長 | そこまでは具体的に考えていません。現在どういう状態なのか確認し、担当課から説明があったとおり、300戸入るマンションが建つと100人ぐらいどっと増える可能性があるようですので、対応を考えたいと思います。他にありますでしょうか。なければ御承認いただいたということによろしいでしょうか。 |

| | |
|-----|--|
| 委員 | 異議なし。 |
| 教育長 | 御承認いただいたということにしたいと思います。では以上で、他に何かございますでしょうか。 なければ、5月の定例教育委員会を終わりにしたいと思います。御協力ありがとうございました。 |

◎ 閉 会

午後4時15分閉会宣言